

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

A社に勤務中の平成15年2月から16年3月までの期間について、病気等の長期休暇も無く勤務しているのに、標準報酬月額が引き下げられている。当時の給与明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及びA社の保管する源泉徴収簿から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った標準報酬月額（20万円）で届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 15 年 5 月 20 日まで

A社に勤務していた申立期間について、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額より、給与明細書に記載された報酬月額の方が高いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間（平成 11 年 9 月、同年 11 月、12 年 5 月、同年 9 月、13 年 1 月、同年 7 月から 14 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 8 月までの期間及び同年 12 月から 15 年 4 月までの期間を除く。）については、申立人が保管するA社の給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成 11 年 8 月から 14 年 6 月までは 15 万円、同年 7 月から 15 年 4 年までは 26 万円）を超える報酬月額（30 万円）の支払を受け、当該期間のうち、平成 11 年 8 月から 15 年 3 月までについては、報酬月額に基づく標準報酬月額（30 万円）と同額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（2 万 6,025 円）を、15 年 4 月については、報酬月額に基づく標準報酬月額

(30万円)より高い標準報酬月額(38万円)に見合う厚生年金保険料(2万6,025円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成11年9月、同年11月、12年5月、同年9月、13年1月、同年7月から14年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間及び同年12月から15年4月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間前後の期間の給与明細書及びA社の同僚が保管している給与明細書において、申立期間の保険料控除額が同額であることが確認できること、並びに当時の給与担当者が、「自分が給与計算を担当するようになった平成10年の途中から申立人が退職する15年5月までの間、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に変更は無かった。」と証言していることから、当該期間においても同額の保険料を控除されていたものと推認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成11年8月から15年4月までを30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人及び同僚が保管している給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額の記録を、平成16年12月10日は23万円、17年6月30日は20万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年6月30日

平成14年4月2日から18年3月31日までの期間、A事業所の臨時職員として勤務し、厚生年金保険に加入していた。

この間、平成16年12月と17年6月に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額に係る記録が漏れているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった賃金台帳から、申立人は、平成16年12月10日及び17年6月30日に賞与の支払を受け（23万円及び20万3,000円）、当該賞与額に基づく厚生年金保険料をそれぞれ賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出の不備を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年12月及び17年6月の賞与の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和47年3月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年2月1日に同被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年3月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から48年1月までは4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月22日から48年2月1日まで

私は、昭和47年3月22日から48年1月31日まで、A社の施設であるBにおいて勤務し、厚生年金保険にも加入していたのに、当該期間が未加入期間となっているため、調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人が昭和47年3月22日に被保険者資格を取得し、48年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の記載があり、いずれも社会保険事務所の受付印が押されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録からも、申立人がA社に昭和47年3月22日に入社し、48年1月31日に退職するまで継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、A社は、「申立人の申立てどおりの届出を行い、申立期間に係る厚生年金保険料も納付した。申立人が当社のBに勤務していたのは間違いない。」と回答している。

なお、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人の原票は無く、

多くの整理番号が欠落していることから、当時、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年3月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年2月1日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び申立人と同時期に入社した複数の同僚の記録から、昭和47年3月から同年9月までを3万9,000円とし、同年10月から48年1月までを4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から63年1月まで

申立期間は、元妻と結婚して婿養子となり家業を手伝っていた時期で、元義父母が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。納付記録が無いことに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月12日に当時の居住地であるA町において、*が払い出され、その後58年7月15日に同町において、**が払い出されたが、重複払出しのため、その後に**が取り消されていることが国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する年金手帳から確認できる。しかし、申立期間当時の申立人の居住地であるB市において、申立人の加入手続が行われた形跡は無く、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、A町の国民年金被保険者台帳と申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄を見ると、申立期間の加入資格の記載があり、オンライン記録と相違するものの、同台帳においても、申立期間は「未納」と記録され、保険料の納付月数等は、オンライン記録と一致しており、同手帳の同記録欄にはC町の押印があることから、平成5年11月に申立人がB市からC町に転居（戸籍の附票により確認）後、遡って申立期間の資格取得手続が行われ、この時点では、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料の納付等に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする申立人の元義父母は、

申立期間当時の記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人及びその元義父母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年9月まで

A市に転入の際に、夫婦で国民年金の加入手続を行い、住まいの地区において国民年金保険料の集金があったように記憶している。妻との未納期間が不一致となっていることは考えにくく、申立期間も保険料を納付していたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失後、次に同被保険者資格を取得するまでの期間であり、基礎年金番号の導入（平成9年1月）より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出される場所、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は、未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することはできなかった期間である。

また、A市においても、申立人の国民年金の加入記録が確認できず、申立人の所持する年金手帳を見ても、申立期間当時の同市における住所は記載されているものの、国民年金手帳記号番号及び国民年金の記録欄は、空欄となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間付近における申立人の妻の未加入月数も申立人と同じ13か月となっているが、妻の未加入期間は、国民年金の任意加入被保険者の資格喪失から国民年金の第1号被保険者の資格取得までの期間であり、オンライン記録上、申立人の未加入期間とは異なる理由によって生じていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年3月まで

A市に転入の際に、夫婦で国民年金の加入手続きを行い、住まいの地区において国民年金保険料の集金があったように記憶している。同市転入前のB市でも国民年金に加入して保険料を納付していた。夫との未納期間が不一致となっていることは考えにくく、申立期間も保険料を納付していたと思うので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、昭和55年12月19日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、それ以降60年2月まで国民年金保険料を完納しているが、同年3月28日に同資格を喪失してから61年4月1日に第1号被保険者の資格を取得するまでの申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、保険料を納付することはできなかった期間であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市においても、申立人の国民年金の加入記録が確認できず、申立人の所持する年金手帳を見ても、申立期間当時の同市における住所は記載されているものの、国民年金の記録欄は、オンライン記録と同様、昭和60年3月28日が国民年金の被保険者でなくなった日と記載されており、第1号被保険者となる61年4月1日までの申立期間は、未加入期間となっている。

さらに、申立人が所持する領収証書によると、B市が発行した昭和59年度の納入通知書兼領収証書において昭和59年4月から同年12月までは3か月ごとの欄に領収印が押されていることが確認できるが、60年1月から3月までの欄には領収印が無く、同年1月及び2月の保険料はオンライン記録上の資格

喪失日の前日である同年3月27日付けで別の手書きの納付書により納付されていることが確認でき、同日前後に何らかの手続がなされたことがうかがわれる。

加えて、申立人はA市で納付組織の集金により保険料を納付したことを主張しているが、申立人がA市に在住していた期間である昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料の納付通知書がC市において、同年12月5日付けで作成され、同年12月16日にD銀行で同期間の保険料が納付されていることが確認でき、申立人の主張と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間付近における申立人の夫の未加入月数も申立人と同じ13か月となっているが、夫の未加入期間は、厚生年金保険の被保険者資格喪失から次の厚生年金保険の被保険者資格取得までの期間であり、オンライン記録上、申立人の未加入期間とは異なる理由によって生じていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月 5 日から平成 7 年 3 月 5 日まで
② 平成 8 年 11 月 25 日から 9 年 6 月 21 日まで

申立期間①については、A社、申立期間②については、B社においてCとして勤務していたが、オンライン記録では当該期間の記録が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の業務内容についての記憶及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れず、申立人の勤務状況等及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び証言を得ることはできない。

また、A社において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「3年間勤務したが、年金記録は2年しか無い。また、自分から保険に加入したいと言わないと厚生年金保険に加入させてくれなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録を見ると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 59 年 10 月 1 日、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は平成 6 年 10 月 1 日であることが確認できる。

加えて、申立期間①において、A社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、当該期間中に複数の他事業所における雇用保険の加入記録が確認できる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れず、申立人の勤務状況等及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び証言を得ることはできない。

また、申立人が、ほぼ同時期にB社に入社したと供述している同僚4人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、いずれも申立人の同社における雇用保険の離職日（平成9年6月20日）の翌日の平成9年6月21日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 10 月 1 日から 8 年 9 月 3 日まで
② 平成 8 年 9 月 3 日から 9 年 6 月 21 日まで

申立期間①については、A社、申立期間②についてはB社においてCとして勤務していたが、オンライン記録では当該期間の記録が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成 6 年 12 月 3 日以降の期間については、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、「当時は、Cで厚生年金保険の未加入者がかなりいたが、当該未加入者については、給与から厚生年金保険料を絶対に控除していない。」と証言している。

また、A社において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「黙っていたら保険には加入してくれないので、会社に何度か頼んで厚生年金保険に加入してもらった。他の者も同じだと思う。」と証言している。

申立期間②のうち、平成 8 年 10 月 8 日以降の期間については、雇用保険の加入記録から、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れず、申立人の勤務状況等及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び証言を得ることはできない。

また、B社において、申立人と同時期に勤務した同僚は、「D業界は一般的に、入ってから半年から1年くらいは、事故などのこともあり、すぐには社会保険に加入させずに、様子を見る期間があった。」と証言している。

さらに、申立人がほぼ同時期に入社したと供述している同僚3人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、いずれも申立人と同日の平成9年6月21日である。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年頃から 44 年 5 月 13 日まで
② 昭和 45 年 3 月 1 日から 47 年 3 月まで

私は、昭和 41 年頃から 47 年 3 月までの間、A 社に勤務し、厚生年金保険料を納めていたと記憶している。しかし、厚生年金保険の加入記録には、44 年 5 月 13 日から 45 年 3 月 1 日までの期間の記録しかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社には、私が B を開業した昭和 47 年の 3 月まで、少なくとも 5 年以上勤務していた。」と主張している。

申立期間①について、A 社の元役員は、「会社が厚生年金保険に加入したのは昭和 44 年であったことを記憶しているのみで、社会保険の事務を担当していなかったため、詳細については分からない。会社が倒産して 18 年、事業主が死亡して 10 年以上経過しているため、当時の記録等は何一つ残っていない。」と回答している。

また、申立人の雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 44 年 3 月 7 日から A 社に勤務していたことが確認できる。しかし、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 4 月 1 日であり、同日より前の期間において、同社が適用事業所となった記録は無い。

さらに、A 社の元幹部は、「A 社は、C を販売していた個人商店の D と、B の E を母体として設立されたが、適用事業所になったのと同時に厚生年金保険に加入させたのは、以前から D に勤務していた者のみで、B に勤務していた者 (F) については、加入を少し遅らせた。」と証言しているところ、申立人を含む元 F 5 人の被保険者資格取得日が昭和 44 年 5 月 13 日とされていることが確

認できる。

申立期間②について、申立人は、A社の元幹部が昭和47年2月に婚姻した事実を記憶していることから、この時期に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人と同時期に勤務していた元同僚8人に照会したところ、6人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は、昭和45年3月1日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 904 (事案 620 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から平成 5 年 9 月 15 日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた毎月の給与額と相違している。在職中は給与明細書等を一度ももらったことはないが、厚生年金保険の加入時に、事業主から、「保険料は、給与額の約 1 割相当である。」との説明を受けて、当初は月額 5 万円、Bに転勤後は月額 6 万円の保険料が給料から控除されていた。

前回の申立てに対して、平成 22 年 4 月 21 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知を受けたが、納得できないので、再度調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いこと、ii) A社は既に廃業しており、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料は廃棄済みであるが、当時の事業主に聴取したところ、「報酬月額の届出額は、保険料の負担を軽くするために、記録どおりの届出を私が行った。」「給与からは税金も含めて厚生年金保険料等の諸控除はしておらず、保険料の全額は、私の負担で支払っていた。」との回答があったこと、iii) 申立人の同僚等に照会したが、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる証言等を得ることができなかったこと、iv) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、不合理な訂正等の処理が行われた形跡は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成

22年4月21日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、申立期間について、①A社が業務提携をしていた会社の元代表取締役が作成した勤務証明書、②申立期間当時の銀行の入出金記録及び③普通預金元帳記載の入金記録を申立人自身の記憶に基づいて報酬分と経費分等とに仕分けした資料を新たに提出するとともに、従来の主張を繰り返して、再度申し立てている。

しかしながら、上記①の資料については、申立人が主張する厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料には当たらず、この資料を作成した者に聴取しても、「申立人が勤務していたことは間違いないが、給与月額や保険料の控除額等は全く知らない。」と回答している。

また、上記②及び③の資料については、申立期間の一部期間について、元事業主名による振込があったことの実事は確認できるが、申立人が主張する保険料等の控除の有無及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料には当たらないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年3月1日から17年7月21日までの期間及び18年8月1日から19年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成19年7月1日から21年8月1日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から21年7月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月1日から17年7月21日まで
② 平成18年8月1日から21年8月1日まで

ねんきん定期便の標準報酬月額によると、A社における平成16年3月から17年6月までの期間が15万円となっているが、給与明細書から判断すると30万円の標準報酬月額になる。また、B社における18年8月から21年7月までの期間において、標準報酬月額が22万円となっている月があるが、実際には、24万円又は26万円の給与であったので、両期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法

律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び②のうち、平成18年8月1日から19年7月1日までの期間については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、申立期間②のうち、同年7月1日から21年8月1日までの期間については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①及び②のうち、平成18年8月1日から19年7月1日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立期間①のうち、平成16年3月1日から同年10月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書で確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成16年10月1日から17年7月21日までの期間については、給与明細書、賃金台帳等の当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無いものの、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は、直前の期間の標準報酬月額（15万円）と同額であることが確認できる。

さらに、A社からは、申立人に係る賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる資料について照会しても回答が得られない。

加えて、申立期間①当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、2人から回答があったものの、いずれも当該期間の給与明細を所持しておらず、当時の厚生年金保険料の控除について証言は得られなかった。

申立期間②のうち、平成18年8月1日から19年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年7月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書及びB社が保管する賃金台帳で確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、同年4月1日から同年5月1日までの期間については、当該給与明細書及び賃金台帳で確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②に係るオンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額等について遡って訂正が行われた形跡も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②のうち、平成18年8月1日から19年7月1日までの期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②のうち、平成19年7月1日から21年8月1日までの期間については、B社が保管する賃金台帳によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から21年7月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。